

市からの 連絡帳



「定額給付金」・「子育て応援特別手当」の申請はお済みですか？

申請期限は、10月13日(火) (消印有効)です。

まだお済みでない方は、郵送で申請してください。
申請期限までに申請されなかった場合は、「辞退」の扱いとなりますのでご注意ください。
定額給付金担当 保 (☎421 - 2202)
子育て支援課 田 (☎460 - 9840)



市が現金や手数料の振り込みを要求することは絶対にありませんので、十分にご注意ください。

10月から市民税・都民税の公的年金等からの特別徴収(引き落とし)がはじまります！

～年金受給者で、市民税・都民税が課税されている方へ～

公的年金等からの特別徴収とは？

公的年金等受給者の納税の便宜を図る観点から、社会保険庁などの公的年金等の支払者が、65歳以上の納税義務者に支給される公的年金等から市民税・都民税を引き落とし、納税義務者に代わって直接、支払者が市へ納付する制度です(年金特徴)。

この年金特徴の対象となる方には、6月10日に納税通知書を発送しました(図1)。

年金特徴により変更になることは？

年金特徴は、市民税・都民税の納付方法を「納付書などで納税義務者本人が納める方法」から「公的年金等から引き落とす方法」へ変更する制度です。

年金特徴の開始により変更になることは納付方法のみであり、新たな税負担はありません。

年金特徴の対象になる方は？

原則として、平成21年4月1日に公的年金等を受給している65歳以上の方で、平成21年度市民税・都民税の納税義務がある方です。

ただし、下記～に該当する方は、年金特徴の対象になりません。

平成21年1月1日以後西東京市から転出などをされた方

公的年金等が年額18万円未満の方

市の介護保険料が公的年金等から引き落とされていない方

所得税、介護保険料、国民健康保険料、長寿医療(後期高齢者医療)保険料、市民税・都民税の合計額が、特別徴収の対象とされた公的年金等の支払額を超える方

また、6月10日の納税通知書発送後に年金特徴の対象でなくなった方(年金所得から算出される税額に変更があった場合やに該当するようになった場合など)には、年金特徴非対象者となった旨の通知をお送りしています。

対象となる「公的年金等」とは？

年金特徴税額の計算の対象となる公的年金等

国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金[※](すべて)

年金特徴税額の引き落としの対象となる公的年金等

老齢基礎年金、老齢年金、退職年金[※](一部)

遺族年金や障害年金は非課税年金ですので、計算・引き落としの対象にはなりません。

納付書での納付は選択できるか？

10月以降公的年金等から引き落とされる金額は、納付書での納付は選択できません(口座振替の選択もできなくなります)。

公的年金等以外の収入がある場合は？

年金特徴されるのは、公的年金等から算出される市民税・都民税のみのため、公的年金等以外の収入(給与所得、事業所得、不動産所得[※])から算出される市民税・都民税が、年金特徴されることはありません。

また、年金特徴の導入に伴い、65歳未満で給与所得があり、年金を受給されている方は(年金特徴の対象とはなりません)公的年金等から算出される市民税・都民税と給与から算出される市民税・都民税とを合算して、給与から引き落とすことはできなくなりました。

市民税課 田 (☎460 - 9827・9828)

国民健康保険料の納付方法が便利に！

10月からコンビニエンスストアや金融機関のインターネットバンキング、ATMを利用して納付できるようになります。これまで金融機関窓口などの営業時間内に納付することが困難であった方も納付がしやすくなります。

希望の方は、専用の納付書が必要になります。まずは健康年金課国保加入係へご連絡ください。

健康年金課 田 (☎460 - 9822)

国民年金保険料の納付にはお得な「前納制度」のご利用を！

国民年金には、月々の保険料をまとめて払いすることにより、保険料が割引になる前納割引制度があります。

例えば、10月分から来年3月分までを前納すると、月々納めていただく場合よりも、710円の割引となり、半年分の保険料額87,960円が87,250円になります。

10月分から来年3月分までの前納を希望する場合は、納付案内書につづられている前納用の納付書を添えて金融機関、コンビニエンスストアなどの窓口でお支払いいただくか、電子納付をご利用ください。

なお、納付期限は11月2日(月)となりますのでご注意ください。

現金払いでの前納は、任意の月分から年度末までの分を前納することができます。この場合、専用の納付書が必要となりますので、社会保険事務所までお問い合わせください。

武蔵野社会保険事務所

(☎0422 - 56 - 1411)

健康年金課 田 (☎460 - 9825)

国税のダイレクト納付

9月から電子納税の新たな納付手段として、国税の「ダイレクト納付」がはじまりました。

◆ダイレクト納付のメリット

税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付が可能。源泉所得税の毎月納付手続など特に利用回数の多い手続に便利。

納付手続が簡単

インターネットバンキングの契約が不要

即時または期日を指定して納付することが可能

税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能

利用開始手続や利用可能金融機関などの詳細は、国税庁HP www.nta.go.jpをご覧ください。

東村山税務署管理運営部門

(☎042 - 394 - 6811)

図1 納税通知書3ページ(※6月10日にお送りしたものと一部表記を変更しています)。
→平成20年中の収入が公的年金のみで、平成21年度市民税・都民税の合計額が100,500円の方の場合

市民税・都民税 合計年税額	徴収.....方法			前年度通知済の 仮特別徴収税額	前回通知した 普通徴収税額	この通知によって増減 する普通徴収税額
	給与特徴	年金特徴	普通徴収			
(イ) 100,500	(ロ)	(ハ) 50,000	(ニ) 50,500	(ホ)	(ト)	(二)+(ホ)-(ト) 50,500

普通徴収税額	普通徴収の方法により徴収する各納期の税額及び納期限				
	期別	第1期	第2期	第3期	第4期
(二)+(ホ) 50,500	納期限	平成21年6月30日	平成21年8月31日	平成21年11月2日	平成22年2月1日
	期別税額	25,500	25,000	*****	*****

公的年金から特別徴収の方法により徴収する額及び徴収月	来年度引き続き公的年金を受給する場合(仮特別徴収税額)					
	特別徴収税額	徴収月	10月	12月	2月	4月
(ハ)-(ホ)-(ヘ) 50,000	月別税額	16,800	16,600	16,600	16,600	16,600

特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称		
種類	老齢基礎年金	支払者の名称
		社会保険庁

(ハ)の欄(年金特徴)に数字が印字されている場合、年金特徴の対象となる方であることを示しています。

6月30日まで・8月31日までに、窓口や口座振替にて、納税義務者ご本人に納めていただいた税額です。

10月以降支給の年金から引き落とされる税額です(100円未満の端数は10月分にまとめることになっています)。